

2011年2月23日

受益者および投資者の皆様へ

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

**「マニユライフ世界分散ファンド」(毎月決算型)
投資信託約款変更の実施のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のファンドにつきましては、過日ご案内の通り、2011年2月7日現在の受益者の皆様より、法令の規定に基づき下記の投資信託約款(約款)の変更に関して、2011年2月7日から2011年2月22日まで賛否を求める書面による議決権の行使を受付け、2011年2月23日に書面による決議を行いました。

その結果、本約款の変更に関する議案は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されました。

したがいまして、当初の予定通り2011年3月22日の効力発生日をもって、約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、ご案内の通り当ファンドの名称を3月22日より「マニユライフ・インカム・バランス・ファンド」(毎月分配型)に変更する予定です。

今後とも、当ファンドを宜しくご愛顧のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更の内容

当ファンドの約款変更は、投資資産としてリートとコモディティを除外致しますが、基本資産配分において、日本を含む世界の株式を25%程度、債券を75%程度とすることに変更はありません。投資対象とする投資信託証券(ファンド)については、従来12ファンドだったものを今後3ファンド程度に厳選するとともに、分散方法の見直しなどを行い、投資の目的を維持しつつ運用の継続を図るものです。

具体的には、不動産投資信託と商品投資のファンドを投資対象資産から除外し、債券投資については、資産クラスとしてグローバル債券とエマージング(新興国)債券の2種類のクラス分けに集約致します。また、株式投資については、従来通り地域配分は特に行わず、グローバルな視点からの投資を行うことと致します。なお、運用にあたって投資助言を受ける契約を解除致します。

併せて、①当ファンドの換金時における代金受取り所要日数の短縮(申込日より8営業日目から6営業日目)、②購入・換金価額の決定日の早期化(申込日の翌々営業日の基準価額適用を翌営業日へ)、③信託報酬の低減(純資産総額に年率1.25%(税抜き)を1.16%(同)へ)など、投資の利便性を改善致しました。

詳しい信託約款変更の内容につきましては、2月7日に弊社のホームページに掲載しております

「マニュライフ世界分散ファンド（毎月決算型）の投資信託約款変更（予定）のお知らせ」をご参照下さい。

2. 約款変更に伴うご留意事項

約款変更の適用日（2011年3月22日）以降の適切な時期に、前項に記載の通り委託会社（弊社）の判断により組入れファンドの大幅な組み換えを予定しております。これに伴い、基準価額の変動に影響を及ぼす可能性があることを、予めご了解下さいますようお願い申し上げます。

3. 買取請求の取扱いについて

本約款変更の議決権行使書面において、議案に反対の意思表示をなされた受益者は、自己に帰属する受益権について信託財産をもって買取るべく、2011年2月24日から2011年3月15日までの間、ご購入の取扱い販売会社を通じて受託会社に書面により請求することができます。

なお、この買取請求は任意であり、受益者が買取請求により換金を強制されるものではありません。換金せず当ファンドを引き続き保有すること、また通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

買取請求に関する手続きの詳細は、弊社より該当する受益者の方に別途直接ご案内申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

電話番号：03-6267-1901（受付時間：平日 午前9時—午後5時）

以上